

足立区介護保険サービスにかかる足立区独自報酬設定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第2項及び厚生労働大臣が定める地域密着型サービス費の額の限度に関する基準（平成24年厚生労働省告示第119号）に基づき、足立区において実施する地域密着型サービスに係る独自の報酬額の加算（以下「独自報酬加算」という。）の基準を定めるものとする。

(対象サービス)

第2条 この要綱において対象となるサービスは、次に掲げるサービスとする。

- (1) 小規模多機能型居宅介護
- (2) 看護小規模多機能型居宅介護
- (3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(独自報酬加算の要件と報酬)

第3条 独自報酬加算の要件、報酬及び算定方法は、前条第1号及び第2号に掲げるサービスにあっては別表1、同条第3号に掲げるサービスにあっては別表2のとおりとする。

(独自報酬加算の認定)

第4条 独自報酬加算の算定を希望する事業者は、独自報酬加算に係る被保険者への加算の算定の開始を希望する月の前月末日までに、第2条第1号及び第2号に掲げるサービスを実施するものにあっては地域密着型サービスに係る独自報酬加算要件該当届出書（小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）（様式1）及び地域密着型サービスに係る独自報酬加算要件該当届出者一覧表（様式2）により、同条第3号に掲げるサービスを実施するものにあっては地域密着型サービスに係る独自報酬加算要件該当届出書（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）（様式3）及び地域密着型サービスに係る独自報酬加算要件該当届出者一覧表（様式2）により区長に届出をし、加算の対象となる被保険者又は事業所ごとに認定を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による届出を受け、前条に規定する要件に該当することを確認したときは、第2条第1号及び第2号に掲げるサービスを実施するものにあっては地域密着型サービスに係る独自報酬加算要件該当通知書（小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）（様式4）により、同条第3号に掲げるサービスを実施するものにあっては地域密着型サービスに係る独自報酬加算要件該当通知書（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）（様式5）により、事業者はその旨を通知する。

(独自報酬加算の取下げ)

第5条 事業者は、前条の規定による認定に係る被保険者が当該認定に係る事業所により提供されるサービスの利用者でなくなったとき、又は前条の規定による認定を受けた事業者が第3条に規定する要件を備えなくなったときは、当該事象が生じた日から起算して10日以内に、地域密着型サービスに係る独自報酬加算取下げ届出書（様式6）により、区長に届け出なければならない。

(独自報酬加算の取消し)

第6条 区長は、第4条の規定による認定に係る被保険者が当該認定に係る事業所により提供されるサービスの利用者でなくなったこと又は同条の規定による認定を受けた事業者が第3条に規定する要件に該当しなくなったことを知ったときは、当該認定を取り消すものとし、第2条第1号及び第2号に掲げるサービスを実施する事業者に対しては地域密着型サービスに係る独自報酬加算要件非該当通知書（小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）（様式7）により、同条第3号に掲げるサービスを実施する事業者に対しては地域密着型サービスに係る独自報酬加算要件非該当通知書（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）（様式8）により、その旨を通知する。

（独自報酬加算の返還）

第7条 区長は、事業者が第3条に規定する要件に該当しないにもかかわらず、独自報酬加算の算定を受けた場合は、当該算定により加算された報酬の額と同額を当該事業者から返還させるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則（19足福介発第1173号 平成19年9月28日 区長決定）

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則（24足福介発第1914号 平成24年9月28日 区長決定）

この要綱は、平成24年10月1日から適用する。

付 則（26足福介発第3587号 平成27年2月13日 区長決定）

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則（27足福介発第3565号 平成28年3月18日 区長決定）

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則（28足福介発第2029号 平成28年9月30日 区長決定）

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

付 則（31足福介発第3306号 令和元年11月18日 区長決定）

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

付 則（2足福介発第2127号 令和2年8月31日 区長決定）

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

付 則（2足福介発第3876号 令和3年1月8日 区長決定）

1 この要綱は、令和3年1月8日から施行する。

2 この要綱施行日前に算定した独自報酬加算は、改正後の別表1及び別表2に基づいて算定したものとみなす。

付 則（2足福介収第4464号 令和3年2月26日 区長決定）

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

付 則（7足福介発第35号 令和7年4月11日 区長決定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、決定の日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の別表 1 及び別表 2 の規定は、施行日以後に第 4 条第 1 項の規定による届出をした事業者について適用し、施行日前に当該届出をした事業者については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の足立区介護保険サービスにかかる足立区独自報酬設定要綱に規定する様式による用紙で現に現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（7 足福介発第 3 5 4 号 令和 7 年 4 月 2 5 日 区長決定）

（施行期日）

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。
（経過措置）
- 2 改正後の別表 1 の規定は、適用日以後に第 4 条第 1 項の規定による届出をした事業者について適用し、適用日前に当該届出をした事業者については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の足立区介護保険サービスにかかる足立区独自報酬設定要綱に規定する様式による用紙で現に現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表 1（第 3 条関係）

	1	2
要件	独自報酬加算の算定を受けようとする事業者に係る事業所において提供されるサービスの利用者である被保険者が認知症高齢者、かつ、厚生労働省が定める『認知症加算』の算定対象者ではないこと。	独自報酬加算の算定を受けようとする事業者に係る事業所において、専門性の高い人材が確保されていること。
要件の内容	認知症日常生活自立度Ⅰ及びⅡ（認知症加算対象者を除く。）と判定された被保険者であること。	次のいずれにも該当していること。 1 認知症介護実践者研修修了者を 3 名以上配置していること。
報酬加算及び算定方法	1 月につき要件に該当する被保険者 1 人あたり 3 0 0 単位 ただし、月の途中で第 6 条の規定による取下げを行ったときは、当該事由が発生した日の前日までを日割りで算定する。	1 月につき当該事業所を利用する被保険者 1 人あたり 3 0 0 単位 ただし、月の途中で利用を開始したときは当該事由が発生した日から、月の途中で第 6 条の規定による取下げを行ったときは当該事由が発生した日の前日までを日割りで算定する。
条件等	認知症高齢者の判定は、介護認定審査会における主治医意見書等による。	認知症介護実践者研修修了証の写しを添付する。

別表 2（第 3 条関係）

	1	2
要件	独自報酬加算の算定を受けようとする事業者に係る事業所において提供されるサービスの利用者である被保険者が独居であること。	独自報酬加算の算定を受けようとする事業者に係る事業所において、介護・医療連携推進会議の活用とサービスの質の向上に向けた知識・情報の取得等について勉強会を実施すること。
要件の内容	区長の認定を受けた被保険者に対して定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合	介護・医療連携推進会議を 6 ヶ月程度に 1 回開催すると共に地域ケア会議等で得た情報を用いて事業所内で勉強会を開催し、その実施状況を報告すること。

報酬加算及び算定方法	1月につき要件に該当する被保険者1人あたり200単位 ただし、月の途中で第6条の規定による取下げを行ったときは、当該事由が発生した日の前日までを日割りで算定する。	1月につき当該事業所を利用する被保険者1人あたり300単位 ただし、月の途中で利用を開始したときは当該事由が発生した日から、月の途中で第6条の規定による取下げを行ったときは当該事由が発生した日の前日までを日割りで算定する。
条件等	アセスメントにより被保険者が単身で居住していると認められる場合に算定できる。なお、アセスメントの結果については、独居の被保険者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に記載すること。また、少なくとも月に1回、サービス提供等の際に被保険者が単身で居住している旨を確認し、その結果を記録すること。	介護、医療連携推進会議の議事録を開催ごとに区に提出し、併せて外部に対しても発信すること。また、勉強会等の計画を年1回作成し、区に報告すること及び勉強会等の実施状況を年1回区に報告すること。

様式1（第4条関係）

地域密着型サービスに係る独自報酬加算要件該当届出書
（小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）

年 月 日

（提出先）
足立区長

法人の主たる事業所所在地
〒
申請者 （法人の代表者）

独自報酬加算の算定を受けたいので、下記のとおり関係資料を添えて、届け出ます。

介護保険事業所番号											
事業所名称											
事業所所在地											
〒											
担当者の職名・氏名											
職名						氏名					
担当者連絡先											
TEL						FAX					
届出の要件に○を記入											
要件1		月の初日において、認知症日常生活自立度Ⅰ及びⅡ（認知症加算対象者を除く。）と判定された利用者を受け入れている。									
要件2		専門性の高い人材が確保されている。認知症介護実践者研修修了者を3名以上、当該事業所に配置していること。									
認知症介護実践者研修修了者氏名・修了年月日等 ※区分には○を記入											
1	区分	1 新規 ・ 2 変更 ・ 3 継続									
	氏名					修了年月日	年 月 日				
2	区分	1 新規 ・ 2 変更 ・ 3 継続									
	氏名					修了年月日	年 月 日				
3	区分	1 新規 ・ 2 変更 ・ 3 継続									
	氏名					修了年月日	年 月 日				

※ 報酬加算 要件1 1月につき要件に該当する被保険者1人あたり300単位
要件2 1月につき当該事業所を利用する被保険者1人あたり300単位

※ 添付書類 要件1 ① 該当者の介護認定審査における主治医意見書等の写し
② 様式2（第4条関係）
要件2 ① 認知症介護実践者研修修了証の写し

様式2（第4条関係）

地域密着型サービスに係る独自報酬加算要件該当届出者一覧表

番号	被保険者情報			
1	フリガナ		被保険者	
	名 前		番 号	
2	フリガナ		被保険者	
	名 前		番 号	
3	フリガナ		被保険者	
	名 前		番 号	
4	フリガナ		被保険者	
	名 前		番 号	
5	フリガナ		被保険者	
	名 前		番 号	
6	フリガナ		被保険者	
	名 前		番 号	
7	フリガナ		被保険者	
	名 前		番 号	
8	フリガナ		被保険者	
	名 前		番 号	
9	フリガナ		被保険者	
	名 前		番 号	
10	フリガナ		被保険者	
	名 前		番 号	
11	フリガナ		被保険者	
	名 前		番 号	
12	フリガナ		被保険者	
	名 前		番 号	
13	フリガナ		被保険者	
	名 前		番 号	
14	フリガナ		被保険者	
	名 前		番 号	
15	フリガナ		被保険者	
	名 前		番 号	

※ 要件1の新規該当者を記載して提出してください。

※ 足りない場合適宜書式の列や頁を追加する等してください。

様式3（第4条関係）

地域密着型サービスに係る独自報酬加算要件該当届出書
（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

年 月 日

（提出先）
足立区長

法人の主たる事業所所在地
〒
申請者 （法人の代表者）

独自報酬加算の算定を受けたいので、下記のとおり関係資料を添えて、届け出ます。

介護保険事業所番号											
事業所名称											
事業所所在地											
〒											
担当者の職名・氏名											
職名						氏名					
担当者連絡先											
TEL（ ） —						FAX（ ） —					
届出の要件に○を記入											
要件1		アセスメントにより利用者が単身で居住していると認められる場合に算定できる。なお、アセスメントの結果については、独居の利用者に対して定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に記載すること。また、少なくとも月に1回、サービス提供等の際に利用者が単身で居住している旨を確認し、その結果を記録すること。									
要件2		介護、医療連携推進会議の議事録を開催ごとに区に提出し、併せて外部に対しても発信すること。また、勉強会等の計画を年1回作成し、区に報告すること及びその実施状況を年1回区に報告すること。									

※ 報酬加算 要件1 1月につき要件に該当する被保険者1人あたり200単位
要件2 1月につき当該事業所を利用する被保険者1人あたり300単位

※ 添付書類 要件1 ① 該当者の独居が記載されている計画書等
② 様式2（第4条関係）
要件2 ① 勉強会等の計画書及び実施状況報告書

様式 4（第 4 条関係）

足福介収第 号
年 月 日

様

足立区長

地域密着型サービスに係る独自報酬加算要件該当通知書
(小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護)

標記の件について、下記のとおり要件に該当することを確認したので通知します。

記

1 対象事業所

介護保険事業所番号	
事業所名	

2 該当独自報酬加算

該当要件	対象者等	要件内容等
要件 1		月の初日において、認知症日常生活自立度Ⅰ及びⅡ（認知症加算対象者を除く。）と判定された利用者を受け入れている。 ※1月につき300単位／人（加算対象者に限る。）
要件 2		専門性の高い人材が確保されている。認知症介護実践者研修修了者を3名以上、当該事業所に配置していること。 ※1月につき300単位／人（当該事業所利用者に限る。）

3 適用年月

年 月サービス提供分から

4 備考

上記要件を満たさなくなった場合は第 5 条に基づき速やかに届け出てください。

足福介収第 号
年 月 日

様

足立区長

地域密着型サービスに係る独自報酬加算要件該当通知書
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

標記の件について、下記のとおり要件に該当することを確認したので通知します。

記

1 対象事業所

介護保険事業所番号	
事業所名	

2 該当独自報酬加算

該当要件	対象者等	要件内容等
要件 1		アセスメントにより利用者が単身で居住していると認められる場合に算定できる。なお、アセスメントの結果については、独居の利用者に対して定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に記載すること。また、少なくとも月に 1 回、サービス提供等の際に利用者が単身で居住している旨を確認し、その結果を記録すること。 ※ 1 月につき 2 0 0 単位／人（加算対象者に限る。）
要件 2	上記対象事業所	介護、医療連携推進会議の議事録を開催ごとに区に提出し、併せて外部に対しても発信すること。また、勉強会等の計画を年 1 回作成し、区に報告すること及びその実施状況を年 1 回区に報告すること。 ※ 1 月につき 3 0 0 単位／人（当該事業所利用者に限る。）

3 適用年月

年 月 サービス提供分から

4 備考

上記要件を満たさなくなった場合は第 5 条に基づき速やかに届け出てください。

様式6（第5条関係）

地域密着型サービスに係る独自報酬加算取下げ届出書

年 月 日

（提出先）
足立区長

代表者 法人所在地
（開設 氏名
者） （役職・
代表者氏名）

下記の独自報酬加算の取下げを届け出ます。

番号	項目	内容
1	事業所番号	
2	事業所名	
3	事業所種別	
4	事業所所在地	
5	取下げ年月日 （最終利用日翌日）	
6	対象要件	要件1 ・ 要件2
7	要件1 対象者 （被保険者番号）	
	要件2 研修修了者	
8	取下げ理由	
9	担当者	
10	連絡先	

※ 対象者が複数いる場合、列を増やす等をしてご記入ください。

様

足立区長

地域密着型サービスに係る独自報酬加算要件非該当通知書
(小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護)

標記の件について、下記のとおり要件に該当しないことを確認したので通知します。

記

1 対象事業所

介護事業所番号	
事業所名	

2 該当から外れる独自報酬加算

該当要件	対象者等	要件内容等
要件 1		月の初日において、認知症日常生活自立度Ⅰ及びⅡ（認知症加算対象者を除く。）と判定された利用者を受け入れている。 ※1月につき300単位／人（加算対象者に限る。）
要件 2		専門性の高い人材が確保されている。認知症介護実践者研修修了者を3名以上、当該事業所に配置していること。 ※1月につき300単位／人（当該事業所利用者に限る。）

3 要件に該当しなくなる年月日

年 月 日（以降非該当）

4 担 当

足福介収第 号
年 月 日

様

足立区長

地域密着型サービスに係る独自報酬加算要件非該当通知書
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

標記の件について、下記のとおり要件に該当しないことを確認したので通知します。

記

1 対象事業所

介護事業所番号	
事業所名	

2 該当独自報酬加算

該当要件	対象者等	要件内容等
要件 1		アセスメントにより利用者が単身で居住していると認められる場合に算定できる。なお、アセスメントの結果については、独居の利用者に対して定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に記載すること。また、少なくとも月に 1 回、サービス提供等の際に利用者が単身で居住している旨を確認し、その結果を記録すること。 ※1 月につき 2 0 0 単位／人（加算対象者に限る。）
要件 2	上記対象事業所	介護、医療連携推進会議の議事録を開催ごとに区に提出し、併せて外部に対しても発信すること。また、勉強会等の計画を年 1 回作成し、区に報告すること及びその実施状況を年 1 回区に報告すること。 ※1 月につき 3 0 0 単位／人（当該事業所利用者に限る。）

3 要件に該当しなくなる年月

年 月 日（以降非該当）

4 担 当